

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

○平成十六年宮城県告示第三百六十一号（簡易給水施設等の規制に関する条例第十条の三の規定により検査を行う者の指定）の一部改正
（食と暮らしの安全推進課）

○平成十六年宮城県告示第三百六十二号（簡易給水施設等の規制に関する条例第十一条の二第五項の規定により検査を行う者の指定）の一部改正
（同）

○生活保護法による医療機関の指定
（社会福祉課）

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出
（同）

○生活保護法による施術者の指定
（同）

○救急医療機関の認定
（医療政策課）

○宮城県農業大学の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務の委託
（農業振興課）

○保安林の指定の予定（二件）
（森林整備課）

○保安林の指定施業要件の変更
（同）

○道路の供用開始
（道路課）

○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定
（管財課）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定
（同）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定
（同）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定
（同）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定
（同）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定
（同）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定
（同）

正 誤

（警察本部会計課）

四

四

四

四

三

三

二

二

二

一

一

ページ

告 示

○宮城県公報第四〇七号（令和五年五月三十日付け）別冊一中

五

○宮城県告示第四百四十七号

平成十六年宮城県告示第三百六十一号（簡易給水施設等の規制に関する条例第十条の三の規定により検査を行う者の指定）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

○宮城県告示第四百四十八号

平成十六年宮城県告示第三百六十二号（簡易給水施設等の規制に関する条例第十一条の二第五項の規定により検査を行う者の指定）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

○宮城県告示第四百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成十六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和六年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
リニエ訪問看護ステーション名取	名取市手倉田字八幡一五二一セジュール八幡三〇二	令和六年一月一日
亀田内科皮膚科クリニック	石巻市大街道南五一四一三一	令和六年二月一日
佐藤みはなのドクリニック	石巻市わかば二一五一五	令和六年二月一日
かどのわき薬局	石巻市大街道南五一四一四三	令和六年二月一日

薬局みらい号	石巻市わかば二一五一一	令和六年二月一日
本吉調剤薬局	気仙沼市本吉町津谷新明戸三二六一一	令和六年二月一日
うさぎ森薬局岩沼店	岩沼市館下一丁目二一三二一〇一	令和六年二月一日
八嶋中央診療所	登米市石越町南郷字矢作一三八	令和六年二月一日
佐藤進眼科	栗原市築館宮野中央三一三一五	令和六年二月二日
たかぎ薬局赤井店	東松島市赤井字鷲塚五九一一九	令和六年二月一日
古川クリニック	大崎市古川西館三一一二	令和六年二月一日
医療法人社団近江医院	大崎市三本木字しらとり一七一三	令和六年二月一日
大崎ミッドタウン総合メ ディケアクリニック	大崎市松山金谷字中田七六一一	令和六年二月一日
アイフレンド薬局穂波	大崎市古川穂波三丁目七番七号	令和六年二月一日
小松こども歯科	富谷市明石台二丁目二二番地一	令和六年二月一日
及川歯科クリニック	石巻市中央一丁目一三二二	令和六年二月一日
アガベデンタルクリニッ ク	岩沼市あさひ野一丁目八一七	令和六年二月一日
南方あやめ薬局	登米市南方町西山成前一三五一一	令和六年二月一日
みさとまち調剤薬局	遠田郡美里町北浦字船入二一三二〇	令和六年二月一日
けやき薬局石巻店	石巻市恵み野五丁目一〇一三	令和四年七月一日

○宮城県告示第百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和六年三月十五日

名称	所在地	廃止年月日
タマガワ薬局利府中央店	宮城県利府町中央三丁目五一一エスポ ワールヤマワ一〇二	令和五年十二月二十日
名取つちやま皮ふ科	名取市田高字原五九七名取メディカル モール二〇一	令和五年十二月三十一日
星蘭科医院	名取市名取が丘三一五一一〇	令和五年十二月三十一日
しおがま国分眼科	多賀城市笠神四丁目六番八号	令和五年十二月三十一日
古川ファミリー歯科・矯 正歯科	大崎市古川沢田字筒場浦八二イオンタウ ン古川内	令和五年十二月三十一日
利府内科胃腸科医院	宮城県利府町中央二一八一四	令和五年十二月三十日

○宮城県告示第百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和六年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百五十二号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

令和六年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
熊谷 克浩	熊谷接骨院	栗原市若柳字川北新町六七	令和五年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大崎市民病院鳴子温泉分院	大崎市鳴子温泉字末沢一番地	令和六年三月十五日	令和九年三月十四日
--------------	---------------	-----------	-----------

○宮城県告示第百五十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業大
学校の農産物等の販売に係る生産物売払代金の徴収事務を令和六年二月二十八日次のとおり委託した。

令和六年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

大崎市古川狐塚字西田三十番地

株式会社古川青果地方卸売市場

二 委託期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を
する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和六年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒岩ヶ崎裏山二一四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整
備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び栗原市役所に備

え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安
林の指定をする予定である。

令和六年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

宮城郡利府町赤沼字二本柵四四の一・四五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整
備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林
整備課）及び利府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安
林の指定施業要件を変更する。

令和六年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和六年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 県庁舎等清掃業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部管財課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 令和六年二月二十六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社日秀 仙台市若林区荒井東一丁目三番一号
- 五 落札金額 二億九千九百九十九万九千五百円(税抜)
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和六年一月十二日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和六年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県庁舎で使用する電気 年間八百八十五万九百キロワット時
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 総務部管財課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和六年二月十九日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 東北電力株式会社 仙台市青葉区本町一丁目七番一号
- 五 契約金額 二億七千九百二十三万三千五百八十円(税抜)
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和六年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 宮城県告示第百五十七号
- 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。
- その関係図面は、令和六年三月十五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。
- 令和六年三月十五日
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	文字上尾松線	栗原市栗駒文字上山神五七番一地从先から同市栗駒文字上山神五七番二地先まで	令和六年三月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 共通管理システム等運用保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 令和六年二月二十七日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 契約金額 八千五百九十八万九千七百五十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当

正 誤

○宮城県公報第四〇七号（令和五年五月三十日付け）別冊一中

ページ	行	正	誤
六二	四八	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オ、カ、クの順に結んだ線によって	次に掲げる点をア、イ、ウ、エ、オの順に結んだ線によって
	五二	ウ点 北緯38°20.37′、東経141°8.24′の点	ウ点 北緯38°20.54′、東経141°8.14′の点
	五三	エ点 北緯38°20.36′、東経141°8.22′の点	エ点 北緯38°20.68′、東経141°8.05′の点
	五四	オ点 北緯38°20.54′、東経141°8.14′の点	
	五五	カ点 北緯38°20.68′、東経141°8.05′の点	
八六	四	次の点ア、イ、ウ、エを順次に結んだ線と最大	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カを順次に結んだ線と最大
	九	エ点 緯度38°44.90′、経度141°31.82′の点	エ点 緯度38°45.14′、経度141°32.48′の点
	一〇	(削除)	オ点 緯度38°45.05′、経度141°32.03′の点
	一一	(削除)	カ点 緯度38°44.90′、経度141°31.82′の点
一一〇	五	湊浜	町湊浜